

防音工房スターライト セキュリティ・ポリシー

「情報セキュリティ基本方針」

1. 基本理念

有限会社スターライトは、その特長とするオリジナリティ溢れる独自開発製品の製造・販売事業によって、お客様の生活の質の向上に寄与することを通じ、社会に広く貢献して参りたいと願っております。

この事業の運営に際し、お客様からお預かりしている個人情報をはじめとする様々な情報資産を適切に運用し、確実に保護していくことは、事業の必要不可欠な土台であり、前提条件です。

この、「情報資産の適切な運用と確実な保護」を実現するために、私達は事業活動のすべてのプロセスを的確に把握し、その中で情報資産について物理的あるいは電子的なセキュリティのさらなる強化に努めていきます。

それとともに、組織の内外を問わず全ての従業員・関係者が①**情報資産の重要性を理解し、情報セキュリティについて高い意識を持ち、維持する**、②**情報資産の運用に際し、いかなる事故をも未然に防ぐために細心の注意を払う**、③**万が一事故が発生した場合には、事故被害の拡大を止めることを最優先課題として誠実・適切に対処する**、という基本姿勢で業務を行なって参ります。

当社は、こうした情報資産セキュリティへの理念のもと、セキュリティ対策を実施するための指針として、本「情報セキュリティ基本方針」を定めます。

今後、本基本方針に基づいて組織的・体系的に管理運用される情報セキュリティ管理システムを確立・強化していくとともに、この基本方針を公開することによって当社の情報セキュリティに対する意識・取り組みを固い決意を持って内外に示します。

2. 定義

①「情報セキュリティ管理システム」

情報セキュリティ管理システムとは、当社の保有する全ての情報資産を適切に運用・保護するための業務体系であり、下記 i)～iii)の文書によって規定される。

i) 情報セキュリティポリシー

情報セキュリティポリシーは、a.「情報セキュリティ基本方針」および b.「情報セキュリティ対策基準」によって構成される。

a. 「情報セキュリティ基本方針」とは当文書であり、当社の情報セキュリティ対策の理念・概要、長期的な目標を示したものである。社外にも公開する。

b. 「情報セキュリティ対策基準」とは基本方針の内容を実現していくために、部署ごとにごのようなセキュリティ対策を行っていくか、ということをより具体的に定めたセキュリティ基準である。

ii) 情報セキュリティ対策実施手順

情報セキュリティ対策基準に基づいて、業務上の各作業についての手順を定めた文書である。

iii) その他規定類

その他、上記文書を補足して当社の情報セキュリティ対策を確実なものとするために、必要に応じて定められた規定。

②「情報資産」

当社セキュリティポリシー(本基本方針および情報セキュリティ対策基準)ならびにそれに基づく情報セキュリティ対策実施手順・規定類が対象とする「情報資産」とは、その記録・保存形態を問わず、当社の企業活動において入手および知り得た情報、ならびに当社が業務上保有するすべての情報とする。

3. 情報セキュリティ原則

①全ての情報資産を重要度によってランク分けした上で情報資産台帳に記入して管理する。この台帳およびランク分けに基づいて、それぞれの資産に対して適切な情報セキュリティ対策を実施する。

②当社従業員ならびに業務関係者(協力工場従業員等含む)は当社の事業活動の遂行のために情報資産を利用するが、利用に際しては当文書をはじめとするセキュリティポリシーおよび関連文書の定める規範に従わなければならない。

③当文書を含むセキュリティポリシーおよび関連文書は、適切な時期に見直され、常に業務内容・社会情勢に適応した状態に保たなければならない。

4. 適用範囲

セキュリティポリシー(当文書を含む)および関連文書の規定は、当社が保有する全ての情報資産に関して、当社役員・従業員ならびに業務を行ううえで協力する全ての外部企業・関係者に適用するものとする。

5. 体制

情報セキュリティ対策を、より体系的・合理的に進めるために、社内に全業務を横断する形で情報セキュリティ委員会(以下セキュリティ委員会)を設置する。

このセキュリティ委員会は、委員長を当社社長とし、委員は各部署の責任者によって構成される。

当委員会は、情報セキュリティ対策基準および関連文書の制定・見直しおよび周知・徹底、対象者への情報セキュリティ教育などを継続的に検討・実施する。

また、社長は適切な能力・資格を有する者を情報セキュリティ統括責任者に選任する。

情報セキュリティ統括責任者は、セキュリティ委員会と協力して、セキュリティ対策の計画・実施を進めるほか、社内外のセキュリティ対策の内容・実施状況を調査・確認の上、必要であればセキュリティ委員会に対して、セキュリティ対策の立案・変更等を提言するものとする。

6. 適用期日

当文書は、2009年1月26日に当社役員会議によって承認された。2009年2月1日から施行し、効力を発揮するものとする。

有限会社スターライト
社長 磯田 富慈子